

厚木市ディスポーザ排水処理システム等取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共下水道の機能及び構造を保全するため、ディスポーザ排水処理システム等(以下「システム」という。)の設置及び適切な維持管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該の各号に定めるところによる。

- (1) システム 生ゴミを粉碎し、これを排水処理部で生物的又は機械的に処理し、その排水を公共下水道へ排除する機器の総体であって、建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく配管設備として旧建設大臣が認定したもの又は社団法人日本下水道協会が作成した下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)に適合する評価を受けたものをいう。
- (2) 生物処理タイプ ディスポーザからの排水を専用排水管で排水処理槽(排水処理部)へ導き、生物処理した処理水のみを公共下水道へ排出するタイプをいう。
- (3) 機械処理タイプ ディスポーザからの排水を機械装置(排水処理部)によって固液分離し、処理水のみを公共下水道へ排出するタイプをいう。
- (4) 使用者 システムの維持管理において最終的に責任を負う者で次に掲げるものをいう。
 - ア 独立建築物の所有者又は賃借人
 - イ 賃貸の集合建築物の所有者
 - ウ 分譲の集合建築物所有者又は管理組合等の代表者

(設置の基準)

第3条 設置できるシステムは、生物処理タイプ又は機械処理タイプによるシステムとする。

(計画の確認)

第4条 システムの新設又は変更を行おうとする者(以下「申請者」という。)は、厚木市下水道条例(昭和45年厚木市条例第34号以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、市長の確認を受けなければならない。

2 申請者は、厚木市下水道条例施行規則（昭和 46 年厚木市規則第 8 号）第 6 条第 1 項の私設下水道新設等確認申請書に別表に定める書類を添付するものとする。

（維持管理に関する指導）

第 5 条 市長は、条例第 6 条に基づく計画の確認を行う場合は、申請者に対し、次の事項の遵守を求めるものとする。この場合において、申請者と使用者が異なるときは、使用者に対し遵守を求めるものとする。

- (1) システムのうち生物処理タイプの維持管理については、専門の維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結すること。
- (2) システムのうち機械処理タイプの維持管理については、年 1 回以上維持管理業者による保守点検を実施すること。
- (3) 保守点検等の維持管理に関する資料は、3 年間保管すること。
- (4) システムの適正な維持管理を確認するための公共下水道管理者による立入検査及び維持管理に関する資料の提出要求に応じること。
- (5) 生物処理タイプのシステムから発生する污泥等廃棄物の収集運搬及び処分をする場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく許可業者に委託すること。
- (6) システムに付随して発生する悪臭を含む排気は、直接大気に衛生上有効に開放すること。
- (7) システムの使用に当たり、公共下水道の機能及び構造に支障をきたしたときは、公共下水道管理者の指示に従い必要な措置を講じなければならない。

（使用者の地位の承継）

第 6 条 システムを有する建築物の譲渡、貸付等（以下「譲渡等」という）があったときは、当該建築物の譲渡等を受けた者が当該システムの適切な維持管理を行うべき地位を承継したものとする。

（システムの製造及び販売会社に対する指導）

第 7 条 市長は、システムの製造及び販売会社に対し、次に掲げる事項を指導するものとする。

- (1) システムのうち生物処理タイプを販売するに当たり、使用者に対し、当該システムの維持管理は、専門の維持管理業者との維持管理業務委託契約の締結が必要であることを説明し、その理解を得ること。
- (2) システムのうち機械処理タイプを販売するに当たり、使用者に対し、当該システムの維持管理は、年 1 回以上の維持管理業者による保守点

検が必要であることを説明し、その理解を得ること。

(3) 使用者に対し、市長の行う維持管理に関する指導に協力することが必要であることを説明し、その理解を得ること。

(4) 市長が行う維持管理に関する指導に協力すること。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

	添付書類	内容	生物処理 タイプ	機械処理 タイプ
1	認定書（写） 又は 適合評価書（写）	旧建設大臣が認定したもの 又は 社団法人日本下水道協会の性能基準（案）に基づき適合する評価を受けたもの		
2	仕様書	(1) システムのフロー (2) 処理槽への流入水質 (3) 処理水の目標水質 (4) 各単位装置の概要		
3	排水処理槽容量算定根拠	(1) 処理対象人員の算定 (2) 計画流入水量の算定 (3) 容量計算結果（各槽の必要容量と設計容量との比較） (4) 排水処理槽の平面図及び断面図（各槽の名称、寸法を記載）		-
4	設計図面	台所排水系統とそれ以外の排水系統を明らかにした排水系統図		-
5	維持管理計画書	(1) 維持管理要領書（保守点検項目、内容、回数等を記載） (2) 維持管理体制書（使用者とシステム製造及び販売会社、維持管理業者との連絡体制（連絡先を明記）及びその役割）		
6	維持管理業務委託契約書（写）	申請者が使用者である場合		-
7	使用者届出書（第1号様式）	同上		
8	維持管理業務委託契約等確約書（第2号様式）	申請者が使用者でない場合		-
9	使用者承継確約書（第3号様式）	同上	-	
10	汚泥処理計画書	(1) 汚泥処理フロー（汚泥等廃棄物の収集運搬及び処分業者名） (2) 汚泥処理業者の廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可書（写）		-